



2023年5月12日

各 位

会 社 名 日本アビオニクス株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 竹内 正人
(コード番号 6946 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員兼経営企画本部長 山後 宏幸
(TEL 045-287-0300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月27日に開催予定の第73期定時株主総会に定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

第1種優先株式その発行済株式の全部を取得および消却したことから、第1種優先株式に関する規定を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、800万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は760万株、 <u>第2章の2に定める株式(以下第1種優先株式という。)</u> の発行可能種類株式総数は400万株、第2章の3に定める株式(以下第2種優先株式という。)の発行可能種類株式総数は150万株とする。 第7条～第11条(省略)	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、800万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は760万株、第2章の3に定める株式(以下第2種優先株式という。)の発行可能種類株式総数は150万株とする。 第7条～第11条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="331 284 686 318"><u>第2章の2 第1種優先株式</u></p> <p data-bbox="252 340 561 374"><u>(第1種優先株式配当金)</u></p> <p data-bbox="231 383 785 1301"> <u>第11条の2 本会社は、第33条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下第1種優先登録株式質権者という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき20円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下第1種優先株式配当金という。）を金銭により配当する。ただし、第32条において定める当該事業年度において次条に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。</u> </p> <p data-bbox="268 1312 769 1518"> <u>2) ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> </p> <p data-bbox="268 1529 769 1630"> <u>3) 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。</u> </p>	<p data-bbox="1043 284 1126 318">(削除)</p> <p data-bbox="1043 340 1126 374">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(第1種優先株式中間配当金)</u> 第11条の3 本会社は、第33条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下第1種優先株式中間配当金という。)を支払う。</p>	(削除)
<p><u>(残余財産の分配)</u> 第11条の4 本会社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。</p>	(削除)
<p><u>(議決権)</u> 第11条の5 第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>	(削除)
<p><u>(種類株主総会における議決権)</u> 第11条の6 本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	(削除)
<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u> 第11条の7 本会社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。また、本会社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(消却)</u> <u>第11条の10 本会社は、法令の定めに従い、第1種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第11条の11 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める転換価額等の条件で、本会社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求（以下第1種転換請求という。）することができる。</u></p>	
<p><u>2)第1種転換請求により交付する普通株式数の算出にあたって1株に満たない端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。</u></p>	
<p><u>(第1種優先株式配当金の除斥期間)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第11条の12 第34条の規定は、第1種優先株式配当金および第1種優先株式中間配当金についてこれを準用する。</u></p>	
<p>第11条の13～第11条の18（省略） (取得請求権)</p>	<p>第11条の13～第11条の18（現行どおり） (取得請求権)</p>
<p>第11条の19 第2種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に本会社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、直後に到来する8月31日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下取得請求日という。）において、本会社の前事業年度の株主資本等変動計算書にお</p>	<p>第11条の19 第2種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に本会社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、直後に到来する8月31日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下取得請求日という。）において、本会社の前事業年度の株主資本等変動計算書にお</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ける繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、本会社の普通株式、<u>第1種優先株式</u>および第2種優先株式に対してすでに支払われたか、本会社が支払う決定を行った配当金の合計額ならびに(ii)本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、本会社が<u>第11条の9に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額</u>および第11条の20に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部または一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。本会社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。</p> <p>第11条の20～第11条の23（省略）</p>	<p>ける繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、本会社の普通株式および第2種優先株式に対してすでに支払われたか、本会社が支払う決定を行った配当金の合計額ならびに(ii)本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、本会社がおよび第11条の20に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部または一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。本会社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。</p> <p>第11条の20～第11条の23（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第2種優先株式の優先順位)</p> <p>第11条の24 第2種優先株式配当金、第2種優先株式中間配当金および残余財産の支払順位は、第1種優先株式を有する株主に対する優先株式配当金、優先株式中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。</p>	<p>(削除)</p>

3. 日程(予定)

第73期定時株主総会開催日 2023年6月27日(火曜日)

定款変更の効力発生日 2023年6月27日(火曜日)

以 上